

総務常任委員長報告

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 湯浅正司

議案第72号「阿蘇市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」

財政課長から補足説明があり、委員より、

「この復興基金は、関連事業であればどの事業にも充てることができるのか。」との質疑があり、財政課長から、

「被災者支援について、事業が対象となりませんが、事業を各課で提案し、それを精査したうえで優先順位をつけ、早急に取り組むべき事業から予算を組み、執行していく形で考えており、今回の補正では、3本の事業、1,752万円を計上しております。」との答

弁がありました。

審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」

総務課長から補足説明があり、委員より、

「今回の改正で、『市職員その他これに準ずるもので20年以上勤続、精励したもの』について、功労表彰の対象から外したことは妥当だと考える。職員として業務に精励することは当然ではないか。」との意見がありました。また、別の委員より、

「素行不良と認められるときは表彰を取り消すことができる」とあるが、刑を処せられること以外で、どのようなことを『素行不良』とし、また誰がそれを判断するのか。」との質疑があり、総務部長から「このような表彰関係は、『誰もが認めるもの』ということが一つの基準になるのではと考えています。しかしながら、『素行不良』につきましては、何ををもって判断するのかは非常に難しく、人によって考え方は様々で違ってくると思われます。再度、内部で精査し、内規として、基準的なものを設けたい

と考えます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

税務課所管分

委員より「新築家屋



路線バス

棟を見込んでおります。職員のみで評価を行うっていくことは困難であることから、委託料の増額となりました。」との答弁がありました。

また、委員より、「経営体育成支援事業により建て替えた畜舎・倉庫等の固定資産税の課税についても、特例措置はあるのか。」との質疑があり、資産税係長から、「震災後の代替家屋の課税について、既存建物の面積までは、4年間、固定資産税の2分の1に減額するといった特例がございます。」との答弁がありました。

財政課所管分

委員より、「公共施設管理基金を積立てたあとの使い道は。」との質疑があり、財政課長から、「今後、施設の老朽化による改修、

取り壊しの費用、また、集約複合化施設の建設費用等に充てる財源としての基金です。」との答弁がありました。

別の委員より、「地方バス運行等特別対策補助金について、本市の補助額が多いのでは。」との意見があり、財政課長から「九州産交バスが、県内で走らせている路線の総経費から、1 kmあたりの単価を算出します。その単価を各市町村の路線の総延長数に乗じたものが、その自治体の経費となります。その経費から、自治体内での運行料の収入を差し引いた差額が補助金となります。」との答弁がありました。委員より、「それでも補助額が大きいように感じる。九州産交の経費の算出方法に問題はないと考えるか。」との質疑あり、財政課長から、「経費

については、市町村でかつた分を個別に算出するわけではなく、総距離数で割るということで県内同一単価となります。逆に、市町村の実状で算出する方が、地方にいくほど経費単価は高くなりますので、現在の算出方法が阿蘇市にとっては有利と考えます。」との答弁がありました。

別の委員より、「市で管理する遊休地が多くみられるが、今回、公共施設管理基金として1億円の積立も組んであるので、それを利用し、そのような施設の利用計画、利用方針を個別に考えていくべきでは。財政課としての方針は。」との質疑があり、財政課長から、「全体計画の中では、遊休地に関して、大きな方針は定めてあります。個別計画については、現在、国からも指



ドライブレコーダーを設置予定の公用車

導があっておりますので、準備を進めているところです。利用計画の目的が立たないような施設もありますが、今後、処分できるものは処分を進めていこうと考えております。」との答弁があります。また、それを受け、委員より、「遊休資産等を個別に売却していくなど、具体的な計画はあ

るのか。申し出がない限り、行政としては動かないのか。」との質疑があり、財政課長補佐から、「昨年、市有地の売却に関する要綱を随意契約もできるよう変更しております。近隣の方や購入を希望される方もおられますので、今後、内部検討委員会等で遊休地の処分等の方向性が決まれ

ば、行政としても近隣の方にお声かけをし、そこで購入希望者がいなければ、次は公売にかけるというように、手順を踏んで進めていこうと考えております。」との答弁がありました。

総務課所管分

委員より「公用車用ドライブレコーダー10台程度を試験的に設置するということが、搭載する車両の選定方法と、その結果報告はどのような形でなされるか。」との質疑があり、総務課長から「車両の選定等については、現在、検討中ではありますが、ひとつは利用頻度の高いものに設置すること。また、先進の事例では、道路等現場確認の際、例えば道路の陥没等、我々が見逃してしまうような箇所や、その場

では確認ができなかった箇所を、改めて確認することができるといった副次的なケースもありますので、その辺りの配置も検討しています。また、運用上、データの管理につきましては、当然、被写体について、個人情報取り扱い等の課題も出てきますので、個人情報保護審査会等でもご審議いただき、的確な管理に努めていかなければと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

文教厚生常任委員長報告

委員長 古澤 國義

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第77号「阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について」

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

委員より、「現在建設されている老人ホームに対し、市として助言や、運営方針に指摘などは可能なのか。」との質疑に**総合福祉係**

長より、「現在建設されている老人ホームについては、社会福祉法人となり、県の所管になるため、県が指導や助言などの監査をするようになります。」との答弁がありました。このような審査を経た結果、議案第77号は、

福祉課所管分

委員より、「ボランティア連携推進事業補助金は、医療や育児などをテーマとした講演会に限られたものになつていないのか。」との質疑に対し、**課長補佐**

より、「県の基準で認められるのは、子ども支援、親支援に関すること、日常生活支援、被災地域の自立復興に向けた人材育成支援などのテーマが対象となつ

ており、市の判断でよいとのことで、100%基金からの補助になります。」との説明がありました。

また別の委員より、「障害児通所給付費についての説明を。」との質疑があり、**福祉課**

長より「通所給付費については、発達等に不安を抱えている子供さん方を、児童発達支援事業所に通所させ、集団生活への適応訓練や基本的な動作等の支援をするものであり、1施設定員10名程度です。これまで阿蘇市では1施設を当初計上していましたが、3施設になったことから増額となつています。」との

答弁がありました。

市民課所管分

委員より、「共同墓地復旧支援事業費補助金として、現在計上されている金額で足りるのか、また申請により金額は変わらと思うが。」との質疑に対し

て、**市民課長**から「今回計上している金額は、相談があつてい



共同墓地

(イメージ)

分を精査し計上しております。今後、相談、申請があつた場合には、その都度、補正で対応していきたいと思ひます。」との答弁がありました。

また別の委員から、「現在相談があつている共同墓地や、集落管理の墓地とは、どのようなものか。」との質疑に対し、**生活衛生係長**

から「相談があつてい3件については、共同墓地であり、事業の対象となる案件です。墓地全体の敷地を区で管理されていたり、地域の集落で管理しているようなところが対象となり、地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外となります。また、対象となる復旧工事については、共同墓地内の共有で使用する通路部分や擁壁等で、個人の墓地の損壊部分の修復や移設に係る費用は対象外となり、補助額は、対象経費の2分の1以内で、1,000万円が上限となります。」との答弁がありました。このような審査を経た結果、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号「平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

委員より、「県補助金の中に、へき地診療所設備整備事業補助金とあるが、毎年このような形で補助金があるのか。」との質疑に、医療センター事務局長から「へき地診療所の指定を受けていることが前提条件にあり、医療機器の整備をする場合、県に申請を行い認められれば対象となります。今回、波野診療所においては一般X線撮影操作盤と画像読取装置が平成7年の導入で22年経過しており、老朽化による更新という事で買い換えを計画しております。」との答弁がありました。また別の委員から「9月の定例会において口腔外科開設の話があつ

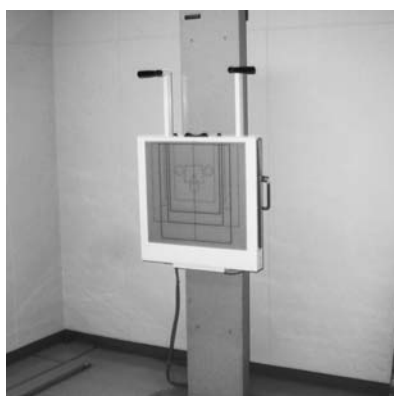
たが、その後の状況は。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「口腔外科では、施設の改修や機器の整備に多額の費用を要することから、現在、県と補助金などの協議を行っている状況です。」との答弁がありました。

このような審査を経た結果、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告です。



阿蘇市波野診療所



画像読取装置



X線撮影操作盤